

報告事項第3号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の立案請求について

豊島区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成14年教育委員会規則第15号）第3条第1項の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成12年条例第9号）の一部を改正する条例の立案請求について臨時代理したので、同条第2項の規定により報告し、その承認を求める。

令和7年12月9日

提出者 豊島区教育委員会教育長 清野 正

7 豊教指発第1907号
令和7年11月18日

人事課長
佐藤 重春 様

豊島区教育委員会事務局
指導課長 鈴木 恒子

条例の一部改正について

標記の件について、下記のとおり立案請求を依頼いたします。

記

- 1 条例名
幼稚園教育職員の給与に関する条例
- 2 立案請求理由
令和7年特別区人事委員会勧告（令和7年10月14日）において、給料表と特別給の引き上げ改定等に関する勧告がされ、妥結に至ったことから、勧告の対応に伴い所要の改正を行うため。
- 3 改正内容
新旧対照表のとおり
- 4 区議会付議の時期
令和7年第4回定例会
- 5 施行期日等
公布の日（第2条の規定は令和8年4月1日）
※ 遴及適用あり

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年条例第9号）の一部を改正する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（期末手当）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の117.5</u>（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の135</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはなら</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の63.75</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（勤勉手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に<u>100分の120</u>（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては<u>100分の137.5</u>）を乗じて得た額の総額を超えてはなら</p>

ない。	ない。
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の117.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の57.5</u> 」と、「 <u>100分の135</u> 」とあるのは「 <u>100分の66.25</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の120</u> 」とあるのは「 <u>100分の60</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」とする。
4～7 (略)	4～7 (略)
(義務教育等教員特別手当)	(義務教育等教員特別手当)
第28条 (略)	第28条 (略)
2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に <u>応じて</u> 、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。	2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に <u>応じ</u> 、 <u>校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）</u> に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。
3 (略)	3 (略)
別表第一 (略)	別表第一 (略)
現 行 「現行」は第1条による改正（この条例の公布日から施行）後のもの	第2条による改正後（案）
(期末手当)	(期末手当)
第24条 (略)	第24条 (略)

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の127.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の110を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の63.75」とする。
- 4～6 (略)

(勤勉手当)

- 第27条 (略)
- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の137.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。
- 4～7 (略)

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の126.25を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の108.75を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 4～6 (略)

(勤勉手当)

- 第27条 (略)
- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の118.75（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の136.25）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の118.75」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の136.25」とあるのは「100分の67.5」とする。
- 4～7 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中第28条第2項の改正規定 令和8年1月1日
 - (2) 第2条の規定 令和8年4月1日
- 2 第1条の規定（第24条第2項及び第3項、第27条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。（令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）
- 3 令和7年4月1日から施行日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(給与の内払)
- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年条例第9号）新旧対照表

現行						改正後（案）					
別表第1（第5条関係） 幼稚園教育職員給料表						別表第1（第5条関係） 幼稚園教育職員給料表					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職員以外 の職員	1		円	円	円	定年前 再任用 短時間 勤務職員以外 の職員	1		円	円	円
	1	206,300	285,200	326,500	359,500		1	222,000	298,200	341,400	376,000
	2	208,400	287,200	328,300	362,100		2	223,800	300,200	343,200	378,600
	3	210,600	289,100	330,200	364,700		3	225,600	302,100	345,100	381,200
	4	212,800	290,800	332,100	367,300		4	227,700	303,800	347,000	383,800
	5	215,200	292,900	334,000	369,900		5	229,900	305,900	348,900	386,400
	6	217,300	294,700	335,700	372,500		6	231,800	307,700	350,600	389,000
	7	219,500	296,100	337,800	375,000		7	233,700	309,100	352,700	391,500
	8	221,600	297,500	339,600	377,400		8	235,500	310,500	354,500	393,900
	9	224,100	299,300	341,500	379,800		9	237,800	312,200	356,400	396,300
	10	226,200	300,900	343,400	381,700		10	239,700	313,800	358,300	398,200
	11	228,500	302,600	345,400	383,600		11	241,700	315,500	360,300	400,100
	12	230,900	304,200	347,200	385,500		12	244,000	317,100	362,100	402,000
	13	233,000	305,600	349,100	387,700		13	245,800	318,500	363,900	404,100

14	234,800	307,300	350,800	389,600
15	236,500	309,100	352,800	391,400
16	237,900	310,500	354,800	393,400
17	239,400	311,900	356,800	395,500
18	241,000	314,200	359,200	397,300
19	242,200	316,500	361,700	398,900
20	243,800	318,800	364,200	400,300
21	245,000	321,100	366,700	402,000
22	246,000	322,600	368,300	403,500
23	247,200	324,500	370,200	404,900
24	248,300	326,400	372,100	406,100
25	249,600	328,200	373,900	407,400
26	250,300	330,000	375,500	408,700
27	251,600	331,600	377,300	410,000
28	252,800	333,100	378,900	411,300
29	254,100	334,900	380,500	412,400
30	255,500	336,400	382,100	413,500
31	256,500	338,000	383,700	414,600
32	258,000	339,500	385,300	415,700
33	259,300	341,200	387,000	416,800
34	260,700	342,800	388,400	417,700
35	261,900	344,500	389,900	418,700

14	247,600	320,200	365,600	406,000
15	249,300	322,000	367,600	407,700
16	250,700	323,400	369,600	409,700
17	252,300	324,800	371,600	411,800
18	253,900	327,100	374,000	413,600
19	255,100	329,400	376,500	415,200
20	256,800	331,700	379,000	416,600
21	258,000	334,000	381,500	418,300
22	259,000	335,500	383,100	419,800
23	260,200	337,400	385,000	421,200
24	261,300	339,300	386,900	422,400
25	262,600	341,100	388,700	423,700
26	263,300	342,900	390,300	425,000
27	264,600	344,500	392,100	426,200
28	265,800	346,000	393,700	427,400
29	267,100	347,800	395,300	428,500
30	268,500	349,300	396,900	429,400
31	269,500	350,900	398,400	430,400
32	271,000	352,400	399,900	431,400
33	272,300	354,100	401,500	432,300
34	273,700	355,700	402,900	433,100
35	274,900	357,400	404,400	434,000

36	<u>263,400</u>	<u>346,300</u>	<u>391,000</u>	<u>419,500</u>
37	<u>264,600</u>	<u>347,500</u>	<u>392,000</u>	<u>420,300</u>
38	<u>266,000</u>	<u>349,000</u>	<u>393,200</u>	<u>421,200</u>
39	<u>267,200</u>	<u>350,600</u>	<u>394,300</u>	<u>421,900</u>
40	<u>268,600</u>	<u>352,100</u>	<u>395,100</u>	<u>422,700</u>
41	<u>270,200</u>	<u>353,200</u>	<u>396,000</u>	<u>423,500</u>
42	<u>271,400</u>	<u>354,600</u>	<u>396,900</u>	<u>424,300</u>
43	<u>273,000</u>	<u>356,000</u>	<u>397,900</u>	<u>425,200</u>
44	<u>274,500</u>	<u>357,200</u>	<u>398,700</u>	<u>426,000</u>
45	<u>276,100</u>	<u>358,300</u>	<u>399,400</u>	<u>426,700</u>
46	<u>277,700</u>	<u>359,600</u>	<u>400,000</u>	<u>427,400</u>
47	<u>279,200</u>	<u>360,900</u>	<u>400,800</u>	<u>428,100</u>
48	<u>280,800</u>	<u>362,200</u>	<u>401,500</u>	<u>428,700</u>
49	<u>282,000</u>	<u>363,400</u>	<u>402,300</u>	<u>429,300</u>
50	<u>283,500</u>	<u>364,600</u>	<u>402,900</u>	<u>430,000</u>
51	<u>285,000</u>	<u>365,700</u>	<u>403,600</u>	<u>430,600</u>
52	<u>286,400</u>	<u>366,900</u>	<u>404,400</u>	<u>431,100</u>
53	<u>288,200</u>	<u>368,000</u>	<u>405,100</u>	<u>431,600</u>
54	<u>289,500</u>	<u>369,100</u>	<u>405,900</u>	<u>432,200</u>
55	<u>290,900</u>	<u>370,100</u>	<u>406,700</u>	<u>432,700</u>
56	<u>292,600</u>	<u>371,100</u>	<u>407,400</u>	<u>433,300</u>
57	<u>294,500</u>	<u>372,000</u>	<u>407,900</u>	<u>433,900</u>

36	<u>276,400</u>	<u>359,200</u>	<u>405,400</u>	<u>434,700</u>
37	<u>277,600</u>	<u>360,400</u>	<u>406,400</u>	<u>435,400</u>
38	<u>279,000</u>	<u>361,900</u>	<u>407,600</u>	<u>436,200</u>
39	<u>280,200</u>	<u>363,500</u>	<u>408,600</u>	<u>436,800</u>
40	<u>281,600</u>	<u>365,000</u>	<u>409,400</u>	<u>437,600</u>
41	<u>283,200</u>	<u>366,000</u>	<u>410,300</u>	<u>438,400</u>
42	<u>284,400</u>	<u>367,300</u>	<u>411,200</u>	<u>439,100</u>
43	<u>286,000</u>	<u>368,600</u>	<u>412,200</u>	<u>439,900</u>
44	<u>287,500</u>	<u>369,700</u>	<u>413,000</u>	<u>440,600</u>
45	<u>289,100</u>	<u>370,700</u>	<u>413,700</u>	<u>441,300</u>
46	<u>290,600</u>	<u>371,900</u>	<u>414,300</u>	<u>441,900</u>
47	<u>292,000</u>	<u>373,100</u>	<u>415,100</u>	<u>442,600</u>
48	<u>293,500</u>	<u>374,200</u>	<u>415,800</u>	<u>443,200</u>
49	<u>294,700</u>	<u>375,300</u>	<u>416,500</u>	<u>443,600</u>
50	<u>296,200</u>	<u>376,400</u>	<u>417,100</u>	<u>444,300</u>
51	<u>297,600</u>	<u>377,400</u>	<u>417,800</u>	<u>444,900</u>
52	<u>299,000</u>	<u>378,500</u>	<u>418,600</u>	<u>445,400</u>
53	<u>300,700</u>	<u>379,500</u>	<u>419,300</u>	<u>445,900</u>
54	<u>302,000</u>	<u>380,500</u>	<u>420,100</u>	<u>446,500</u>
55	<u>303,300</u>	<u>381,300</u>	<u>420,900</u>	<u>447,000</u>
56	<u>305,000</u>	<u>382,200</u>	<u>421,600</u>	<u>447,600</u>
57	<u>306,900</u>	<u>383,000</u>	<u>422,100</u>	<u>448,200</u>

58	296,400	372,900	408,600	434,400
59	298,400	373,800	409,200	435,000
60	300,400	374,700	409,900	435,600
61	302,500	375,500	410,500	436,100
62	304,000	376,400	411,100	436,600
63	305,800	377,200	411,700	437,100
64	307,600	377,900	412,300	437,700
65	309,600	378,700	412,800	438,100
66	311,200	379,500	413,300	438,600
67	312,900	380,100	413,900	439,100
68	314,500	380,900	414,500	439,500
69	316,300	381,700	415,100	440,000
70	317,900	382,300	415,600	440,500
71	319,500	383,000	416,200	441,000
72	321,100	383,900	416,800	441,500
73	322,600	384,700	417,300	441,900
74	324,200	385,400	417,900	442,400
75	325,800	386,000	418,400	442,900
76	327,400	386,700	419,000	443,400
77	328,900	387,300	419,400	443,800
78	330,400	387,900	419,900	444,200
79	331,800	388,400	420,400	444,700

58	308,800	383,800	422,800	448,700
59	310,800	384,600	423,400	449,300
60	312,700	385,400	424,100	449,900
61	314,700	386,100	424,700	450,400
62	316,200	386,900	425,300	450,900
63	318,000	387,700	425,900	451,400
64	319,700	388,300	426,500	452,000
65	321,600	389,100	427,000	452,400
66	323,100	389,900	427,500	452,900
67	324,800	390,500	428,100	453,400
68	326,300	391,300	428,700	453,800
69	328,000	392,100	429,300	454,300
70	329,600	392,700	429,800	454,800
71	331,100	393,400	430,400	455,300
72	332,600	394,300	431,000	455,800
73	334,000	395,100	431,500	456,200
74	335,500	395,800	432,100	456,700
75	337,000	396,400	432,600	457,200
76	338,600	397,100	433,200	457,700
77	340,000	397,700	433,600	458,100
78	341,400	398,300	434,100	458,500
79	342,700	398,800	434,600	459,000

80	<u>333,200</u>	<u>389,000</u>	<u>420,900</u>	<u>445,200</u>
81	<u>334,600</u>	<u>389,600</u>	<u>421,400</u>	<u>445,700</u>
82	<u>336,000</u>	<u>390,100</u>	<u>421,900</u>	<u>446,200</u>
83	<u>337,300</u>	<u>390,700</u>	<u>422,400</u>	<u>446,700</u>
84	<u>338,500</u>	<u>391,300</u>	<u>422,900</u>	<u>447,100</u>
85	<u>339,700</u>	<u>391,900</u>	<u>423,300</u>	<u>447,600</u>
86	<u>341,000</u>	<u>392,500</u>	<u>423,700</u>	<u>448,000</u>
87	<u>342,400</u>	<u>393,000</u>	<u>424,200</u>	<u>448,400</u>
88	<u>343,600</u>	<u>393,600</u>	<u>424,700</u>	<u>448,800</u>
89	<u>344,800</u>	<u>394,100</u>	<u>425,200</u>	<u>449,100</u>
90	<u>346,000</u>	<u>394,500</u>	<u>425,600</u>	<u>449,400</u>
91	<u>347,200</u>	<u>395,100</u>	<u>426,100</u>	<u>449,800</u>
92	<u>348,300</u>	<u>395,600</u>	<u>426,600</u>	<u>450,200</u>
93	<u>349,400</u>	<u>396,100</u>	<u>427,000</u>	<u>450,600</u>
94	<u>350,400</u>	<u>396,600</u>	<u>427,400</u>	<u>451,000</u>
95	<u>351,400</u>	<u>397,100</u>	<u>427,800</u>	<u>451,400</u>
96	<u>352,400</u>	<u>397,600</u>	<u>428,200</u>	<u>451,800</u>
97	<u>353,400</u>	<u>398,000</u>	<u>428,600</u>	<u>452,100</u>
98	<u>354,300</u>	<u>398,400</u>	<u>428,900</u>	<u>452,400</u>
99	<u>355,100</u>	<u>398,900</u>	<u>429,300</u>	<u>452,800</u>
100	<u>355,800</u>	<u>399,400</u>	<u>429,700</u>	<u>453,200</u>
101	<u>356,500</u>	<u>399,900</u>	<u>430,100</u>	<u>453,600</u>

80	<u>344,000</u>	<u>399,400</u>	<u>435,100</u>	<u>459,500</u>
81	<u>345,300</u>	<u>400,000</u>	<u>435,500</u>	<u>460,000</u>
82	<u>346,500</u>	<u>400,500</u>	<u>436,000</u>	<u>460,500</u>
83	<u>347,700</u>	<u>401,100</u>	<u>436,500</u>	<u>461,000</u>
84	<u>348,800</u>	<u>401,700</u>	<u>437,000</u>	<u>461,400</u>
85	<u>350,000</u>	<u>402,300</u>	<u>437,400</u>	<u>461,900</u>
86	<u>351,200</u>	<u>402,800</u>	<u>437,800</u>	<u>462,300</u>
87	<u>352,500</u>	<u>403,300</u>	<u>438,300</u>	<u>462,700</u>
88	<u>353,600</u>	<u>403,900</u>	<u>438,800</u>	<u>463,100</u>
89	<u>354,700</u>	<u>404,400</u>	<u>439,300</u>	<u>463,400</u>
90	<u>355,800</u>	<u>404,800</u>	<u>439,700</u>	<u>463,700</u>
91	<u>357,000</u>	<u>405,400</u>	<u>440,200</u>	<u>464,100</u>
92	<u>358,100</u>	<u>405,900</u>	<u>440,700</u>	<u>464,500</u>
93	<u>359,100</u>	<u>406,400</u>	<u>441,100</u>	<u>464,900</u>
94	<u>360,100</u>	<u>407,000</u>	<u>441,500</u>	<u>465,300</u>
95	<u>361,000</u>	<u>407,500</u>	<u>441,900</u>	<u>465,700</u>
96	<u>361,900</u>	<u>408,000</u>	<u>442,300</u>	<u>466,100</u>
97	<u>362,900</u>	<u>408,400</u>	<u>442,700</u>	<u>466,400</u>
98	<u>363,800</u>	<u>408,900</u>	<u>443,000</u>	<u>466,700</u>
99	<u>364,600</u>	<u>409,400</u>	<u>443,400</u>	<u>467,100</u>
100	<u>365,300</u>	<u>409,900</u>	<u>443,800</u>	<u>467,500</u>
101	<u>366,000</u>	<u>410,400</u>	<u>444,200</u>	<u>467,900</u>

102	<u>357,200</u>	<u>400,400</u>	<u>430,500</u>	
103	<u>357,900</u>	<u>400,900</u>	<u>430,900</u>	
104	<u>358,400</u>	<u>401,400</u>	<u>431,300</u>	
105	<u>359,000</u>	<u>401,900</u>	<u>431,600</u>	
106	<u>359,500</u>	<u>402,400</u>	<u>432,000</u>	
107	<u>360,000</u>	<u>402,900</u>	<u>432,400</u>	
108	<u>360,600</u>	<u>403,400</u>	<u>432,800</u>	
109	<u>361,300</u>	<u>403,800</u>	<u>433,100</u>	
110	<u>361,800</u>	<u>404,200</u>	<u>433,500</u>	
111	<u>362,300</u>	<u>404,700</u>	<u>433,900</u>	
112	<u>362,800</u>	<u>405,200</u>	<u>434,300</u>	
113	<u>363,300</u>	<u>405,700</u>	<u>434,600</u>	
114	<u>363,800</u>	<u>406,100</u>		
115	<u>364,300</u>	<u>406,500</u>		
116	<u>364,800</u>	<u>406,900</u>		
117	<u>365,200</u>	<u>407,300</u>		
118	<u>365,600</u>	<u>407,700</u>		
119	<u>366,100</u>	<u>408,100</u>		
120	<u>366,600</u>	<u>408,500</u>		
121	<u>367,100</u>	<u>408,900</u>		
122	<u>367,600</u>	<u>409,200</u>		
123	<u>368,100</u>	<u>409,600</u>		

102	<u>366,700</u>	<u>410,900</u>	<u>444,600</u>	
103	<u>367,400</u>	<u>411,400</u>	<u>445,000</u>	
104	<u>367,900</u>	<u>411,900</u>	<u>445,400</u>	
105	<u>368,500</u>	<u>412,400</u>	<u>445,700</u>	
106	<u>369,000</u>	<u>413,000</u>	<u>446,100</u>	
107	<u>369,500</u>	<u>413,500</u>	<u>446,500</u>	
108	<u>370,100</u>	<u>414,000</u>	<u>446,900</u>	
109	<u>370,800</u>	<u>414,400</u>	<u>447,200</u>	
110	<u>371,300</u>	<u>414,800</u>	<u>447,600</u>	
111	<u>371,800</u>	<u>415,300</u>	<u>448,000</u>	
112	<u>372,300</u>	<u>415,900</u>	<u>448,400</u>	
113	<u>372,800</u>	<u>416,400</u>	<u>448,700</u>	
114	<u>373,300</u>	<u>416,800</u>		
115	<u>373,800</u>	<u>417,200</u>		
116	<u>374,300</u>	<u>417,600</u>		
117	<u>374,700</u>	<u>418,000</u>		
118	<u>375,100</u>	<u>418,400</u>		
119	<u>375,600</u>	<u>418,800</u>		
120	<u>376,100</u>	<u>419,200</u>		
121	<u>376,600</u>	<u>419,600</u>		
122	<u>377,100</u>	<u>420,000</u>		
123	<u>377,600</u>	<u>420,400</u>		

124	<u>368,500</u>	<u>410,000</u>		
125	<u>368,900</u>	<u>410,400</u>		
126	<u>369,200</u>	<u>410,800</u>		
127	<u>369,600</u>	<u>411,200</u>		
128	<u>370,000</u>	<u>411,600</u>		
129	<u>370,300</u>	<u>411,900</u>		
130	<u>370,500</u>			
131	<u>370,900</u>			
132	<u>371,300</u>			
133	<u>371,700</u>			
134	<u>372,000</u>			
135	<u>372,400</u>			
136	<u>372,800</u>			
137	<u>373,200</u>			
138	<u>373,600</u>			
139	<u>374,000</u>			
140	<u>374,400</u>			
141	<u>374,700</u>			
142	<u>375,100</u>			
143	<u>375,500</u>			
144	<u>375,800</u>			
145	<u>376,200</u>			

124	<u>378,000</u>	<u>420,800</u>		
125	<u>378,400</u>	<u>421,200</u>		
126	<u>378,700</u>	<u>421,600</u>		
127	<u>379,100</u>	<u>422,000</u>		
128	<u>379,500</u>	<u>422,400</u>		
129	<u>379,800</u>	<u>422,700</u>		
130	<u>380,000</u>			
131	<u>380,400</u>			
132	<u>380,800</u>			
133	<u>381,300</u>			
134	<u>381,600</u>			
135	<u>382,000</u>			
136	<u>382,400</u>			
137	<u>382,800</u>			
138	<u>383,200</u>			
139	<u>383,600</u>			
140	<u>384,000</u>			
141	<u>384,300</u>			
142	<u>384,700</u>			
143	<u>385,100</u>			
144	<u>385,400</u>			
145	<u>385,900</u>			

146	<u>376,600</u>			
147	<u>377,000</u>			
148	<u>377,400</u>			
149	<u>377,800</u>			
150	<u>378,200</u>			
151	<u>378,600</u>			
152	<u>379,000</u>			
153	<u>379,300</u>			
154	<u>379,700</u>			
155	<u>380,100</u>			
156	<u>380,500</u>			
157	<u>380,900</u>			
158	<u>381,300</u>			
159	<u>381,700</u>			
160	<u>382,100</u>			
161	<u>382,500</u>			
162	<u>382,900</u>			
163	<u>383,300</u>			
164	<u>383,700</u>			
165	<u>384,000</u>			
166	<u>384,400</u>			
167	<u>384,700</u>			

146	<u>386,300</u>			
147	<u>386,700</u>			
148	<u>387,100</u>			
149	<u>387,500</u>			
150	<u>387,900</u>			
151	<u>388,300</u>			
152	<u>388,700</u>			
153	<u>389,100</u>			
154	<u>389,500</u>			
155	<u>389,900</u>			
156	<u>390,300</u>			
157	<u>390,700</u>			
158	<u>391,100</u>			
159	<u>391,500</u>			
160	<u>391,900</u>			
161	<u>392,300</u>			
162	<u>392,700</u>			
163	<u>393,100</u>			
164	<u>393,500</u>			
165	<u>393,900</u>			
166	<u>394,300</u>			
167	<u>394,600</u>			

	168	<u>385,100</u>					168	<u>395,000</u>			
	169	<u>385,500</u>					169	<u>395,400</u>			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額 円 <u>233,100</u>	基準給料月額 円 <u>272,300</u>	基準給料月額 円 <u>295,900</u>	基準給料月額 円 <u>335,200</u>		定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額 円 <u>244,200</u>	基準給料月額 円 <u>285,300</u>	基準給料月額 円 <u>310,000</u>	基準給料月額 円 <u>349,500</u>

○幼稚園教育職員の給与に関する条例

平成12年3月27日

条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、幼稚園教育職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(平28条例13・一部改正)

(定義)

第2条 この条例において「職員」とは、豊島区立幼稚園の園長、副園長、教諭及び養護教諭をいう。

(平13条例14・平23条例7・一部改正)

(給料)

第3条 給料は、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年豊島区条例第8号。以下「勤務時間条例」という。)第3条、第4条及び第6条に規定する正規の勤務時間(第17条第3項を除き、以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当を除いたものとする。

2 公務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(平17条例56・一部改正)

(給与の支払)

第4条 この条例に基づく給与は、現金で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる。

(給料表及び職務の級)

第5条 職員に適用する給料表は、幼稚園教育職員給料表(別表第1)とする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを前項の給料表(以下「給料表」という。)に定める職務の級に分類する。

3 前項の職務の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。

4 豊島区教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、すべての職員の職を前項に規定する等級別基準職務表及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める基

準に従い、給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、給料表により給料を支給しなければならない。

(平28条例13・令4条例39・一部改正)

(初任給及び昇格昇給等の基準)

第6条 新たに職員となった場合及び職員が1つの職務の級から他の職務の級に移った場合の給料の基準は、人事委員会の承認を得て豊島区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

2 職員の昇給は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日に、同日前で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める期間におけるその者の勤務成績等に応じて、行うものとする。

3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 職員を降給させる場合におけるその者の号給は、職員の分限に関する条例（昭和50年豊島区条例第19号）第7条の規定に基づき、その者が降給した日の前日に受けている号給より3号給下位の号給（当該受けている号給がその者の属する職務の級の最低の号給の上位3号給以内の号給である場合にあっては、当該最低の号給）とする。

7 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

8 第2項から第4項まで及び第6項の規定の実施について必要な基準は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(平13条例14・平13条例69・平18条例10・平28条例13・令4条例39・一部改正)

(育児短時間勤務職員等の給料月額)

第6条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承

認を受けた職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（平20条例12・追加）

（給料の支給方法）

第7条 給料は、月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）につき、給料月額の全額を月1回に支給する。

2 給料の支給日は、給与期間のうち教育委員会規則で定める日とする。

第8条 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日他の職に任命されたときは、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（勤務時間条例第5条及び第6条に規定する週休日をいう。第20条第1項において同じ。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（平22条例7・平23条例7・一部改正）

（管理職手当）

第9条 管理又は監督の地位にある職員に対しては、その特殊性に基づいて、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の額は、その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の20を超えない範囲内の額とする。

3 管理職手当の支給を受ける者の範囲、支給額、支給方法その他管理職手当の支給に関する事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

（平18条例75・一部改正）

（扶養手当）

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 1万500円
- (2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（平12条例79・平14条例43・平15条例48・平17条例56・平18条例75・平27条例55・平30条例11・令5条例20・令6条例41・一部改正）

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）

前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの的一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかつたものが特定期間にある子となった場合

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(平30条例11・令6条例41・一部改正)

(地域手当)

第12条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額の100分の20の範囲内の額とする。

3 地域手当の支給額、支給方法その他地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(平17条例56・平18条例75・平26条例35・一部改正)

(住居手当)

第13条 住居手当は、世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員(公舎等で教育委員会規則で定めるものに居住する職員を除く。)のうち、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃(使用料を含む。)を支払っているものに支給する。

2 住居手当の月額は、8,300円(満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては1万8,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあっては9,300円をその額に加算した額)とする。

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(平12条例79・平25条例53・一部改正)

(通勤手当)

第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると教育委員会規則で定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車その他の交通の用具で教育委員会規則で定めるもの（以下「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると教育委員会規則で定める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると教育委員会規則で定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で教育委員会規則で定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下「支給月数」という。）で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に当該支給月数を乗じて得た額
- (2) 前項第2号に掲げる職員 別表第3に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額
- (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自転車等の使

- 用距離等の実情を考慮して教育委員会規則で定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が5万5,000円を超えるときは、5万5,000円に当該支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額
- 3 幼稚園を異にする異動又は在勤する幼稚園の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で教育委員会規則で定めるもののうち、当該異動又は幼稚園の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして教育委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関等でその利用が教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（その額を支給月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に当該支給月数を乗じて得た額）及び同項の規定による額の合計額とする。
- 4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の教育委員会規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して教育委員会規則で定める額を返納させるものとする。
- 6 前各項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。
- 7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（平15条例48・平24条例45・平28条例13・一部改正）

（特殊勤務手当）

- 第15条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 前項の特殊勤務手当は、教員特殊業務手当とし、職員が幼稚園の管理下において行う非常災害時等の緊急業務に従事した場合で、当該業務が心身に著しい負担を与える程度のもの（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める程度のものに限る。）であるときに

支給する。

- 3 教員特殊業務手当の額は、従事した日 1 日につき16,000円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。
- 4 教員特殊業務手当は、管理職員特別勤務手当を受ける職員には支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、教育特殊業務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(令4条例24・一部改正)

(給与の減額)

第16条 職員が勤務しないときは、休日（勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第15条から第17条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇にあっては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の承認の基準は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(超過勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第10条第1項の規定により勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 2 前項の勤務の区分及び割合は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。
- 3 第1項の規定に定めるもののほか、勤務時間条例第3条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて勤務時間条例第5条の規定により週休日とされた日に勤務時間条例第6条の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める時間を除く。以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間」という。）について、1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50ま

での範囲内で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

4 育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間を割り振られた日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）において、正規の勤務時間を超えて勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えて勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合」とあるのは、「100分の100」とする。

5 正規の勤務時間を超えて勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第19条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えて勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務の時間 100分の50

（平13条例14・平13条例69・平20条例12・平21条例12・平22条例7・平23条例7・令2条例3・令4条例39・一部改正）

（休日給）

第18条 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第19条 第16条第1項、第17条第1項、第3項及び第5項並びに前条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間に52を乗じたものから同項に規定する勤務時間を5で除して得た時間に人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める日の数を乗じたものを減じたもので除して得た額（次の

各号に掲げる者にあっては、その額に当該各号に定める数を乗じて得た額) とする。

- (1) 育児短時間勤務職員等 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第2項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員 勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間を同条第3項の規定により定められたその者の勤務時間で除して得た数

(平13条例14・平20条例12・平21条例12・平22条例7・令4条例39・一部改正)

(管理職員特別勤務手当)

第20条 第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

- 2 前項本文に規定する場合のほか、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の規定による勤務1回につき、5,000円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額

- 4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(平26条例35・一部改正)

(休職者等の給与)

第21条 休職等となった職員(次項に規定する職員を除く。)に対しては、休職等の期間中次の区分により給与を支給することができる。

- (1) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条に掲げる事由に該当して休職にさ

れたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれの100分の100

- (2) 地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の80
- (3) 地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60に相当する額以内の額
- (4) 職員の分限に関する条例第2条第1項に掲げる事由に該当して休職にされたときは、人事委員会規則で定める額

2 地方公務員法第55条の2第5項の規定により休職となった職員、同法第26条の6第1項の規定による配偶者同行休業中の職員、育児休業法第2条第1項の規定による育児休業中の職員（以下「育児休業中の職員」という。）及び教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業中の職員には、その休職、配偶者同行休業、育児休業又は大学院修学休業の期間中、いかなる給与も支給しない。

3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、育児休業法第7条の規定により、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

（平13条例14・平14条例43・平15条例37・平15条例48・平17条例56・平19条例32・平20条例12・平20条例30・平20条例51・平23条例4・平26条例41・平28条例13・一部改正）

（災害補償との関係）

第22条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用を受ける療養のため勤務しない期間については、第24条から第27条までの給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

（復職時等における号給の調整）

第23条 休職等のため勤務しなかった職員が、復職し、又は再び勤務するに至った場合において、他の職員との均衡上必要があると認めるときは、復職し、又は再び勤務するに至った日以後において、その者の号給を調整することができる。

2 前項の調整の基準は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

（平18条例10・一部改正）

(期末手当)

第24条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第27条までにおいてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第26条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に100分の126.25を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の108.75を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の108.75」とあるのは「100分の62.5」とする。
- 4 職務の級が2級以上である職員に支給する期末手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「給与月額」とあるのは、「給与月額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の12を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額」とする。
- 5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
- 6 前各項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。

（平12条例79・平13条例14・平13条例69・平14条例43・平15条例48・平17条例56・平18条例10・平18条例75・平19条例10・平21条例50・平22条例33・平23条例7・令元条例13・令2条例36・令3条例29・令4条例39・令4条例52・令5条例28・令6条例41・一部改正）

第25条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員

- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（令元条例13・令7条例12・一部改正）

第26条 教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、教育委員会に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に

関し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされことなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、教育委員会が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 教育委員会は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に關し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(平28条例13・令7条例12・一部改正)

(勤勉手当)

第27条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、また同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の120（第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の137.5）を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の60」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の68.75」とする。
- 4 職務の級が2級以上である職員に支給する勤勉手当に対する第2項の規定の適用については、同項中「勤勉手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職務段階等を考慮して教育委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の12を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額（以下「職務段階別加算額」という。）を加算した額」と、「給与月額」とあるのは「給

与月額に職務段階別加算額を加算した額」とする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは「第27条第1項」と、同条第1号中「支給日」とあるのは「支給日（第27条第1項に規定する教育委員会規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

7 前各項の教育委員会規則を定めるに当たっては、人事委員会の承認を得るものとする。

（平13条例14・平17条例56・平18条例10・平18条例75・平19条例10・平19条例53・平20条例51・平21条例50・平22条例33・平23条例7・平26条例35・平27条例55・平28条例41・平29条例42・令元条例13・令元条例20・令4条例39・令4条例52・令5条例28・令6条例41・一部改正）

（義務教育等教員特別手当）

第28条 職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、4,150円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、職務の級）の別に応じ、校務類型（人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める校務の種類をいう。）に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

3 前2項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

（平13条例14・平21条例12・平22条例7・平23条例7・令4条例39・一部改正）

（超過勤務手当及び休日給についての適用除外）

第29条 第17条及び第18条の規定は、第9条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員には適用しない。

（扶養手当についての適用除外）

第29条の2 第10条及び第11条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

（平13条例14・追加、令4条例39・令7条例22・一部改正）

（給与からの控除）

第30条 次の各号に掲げるものは、職員に給与を支給する際、その給与から控除することができる。

（1）特別区職員互助組合（以下「互助組合」という。）の組合費

- (2) 職員がその福利厚生を目的として組織する団体で教育委員会が適當と認めたもの
(以下「互助会」という。)の会費並びに互助会の貸付金及び立替金に係る返還金及び利子
- (3) 互助組合及び互助会が取り扱う保険料及び火災共済事業の共済掛金
- (4) 社団法人東京都教職員互助会の会費及び退職互助事業の積立金
- (5) 教育委員会が適當と認めた団体取扱いに係る生命保険料及び損害保険料並びに生命共済事業及び火災共済事業の共済掛金
- (6) 東京都職員信用組合及び中央労働金庫に対する貯蓄金並びにこれらの法人の貸付金に係る返還金及び利子
- (7) 区が職員の居住の用に供する施設の使用料及びその使用に必要な経費
(平12条例63・平13条例14・平18条例75・一部改正)

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議のうえ教育委員会規則で定める。

(昇給についての適用除外)

第32条 第6条第2項から第5項までの規定は、臨時的に任用される職員には、適用しない。

(令元条例13・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号。以下「都条例」という。）の規定に基づき特定職員（平成12年4月1日（以下「施行日」という。）の前日において都条例の適用を受けていた職員で、施行日からこの条例の適用を受けることとなるものをいう。以下同じ。）に対しなされた給与に関する決定その他の手続は、この条例の規定に基づきなされたものとみなす。
- 3 特定職員の施行日における職務の級は、施行日以後も引き続き都条例の適用を受けていたとした場合にその者が施行日において属することとなる職務の級とする。
- 4 特定職員の施行日における号給は、施行日以後も引き続き都条例の適用を受けていたとした場合にその者が施行日において受けることとなる給料月額に対応するこの条例の給

料表に定める号給とする。施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた特定職員の取扱いも、同様とする。

5 特定職員に対しこの条例を適用する場合においては、当該特定職員が施行日の前日まで引き続いて都条例の適用を受けていた期間を、この条例の適用を受けていた期間とみなす。

（平成23年度から平成27年度までに支給する期末手当に関する経過措置）

6 平成23年度から平成27年度までに支給する期末手当に係る第24条第4項の規定の適用については、同項中「職務の級が2級以上である職員」とあるのは、「職務の級が1級である職員であって教育委員会規則で定めるもの及び職務の級が2級以上である職員」とする。

（平23条例7・追加）

（平成23年度から平成27年度までに支給する勤勉手当に関する経過措置）

7 平成23年度から平成27年度までに支給する勤勉手当に係る第27条第4項の規定の適用については、同項中「職務の級が2級以上である職員」とあるのは、「職務の級が1級である職員であって教育委員会規則で定めるもの及び職務の級が2級以上である職員」とする。

（平23条例7・追加）

（職員の定年の引上げに関する経過措置）

8 当分の間、職員の給料月額は、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第10項において「特定日」という。）以後、その者に適用される給料表の給料月額のうち、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた額（この条例その他の条例の規定により、その者につき当該号給に応じた額と異なる給料月額が定められている場合は、当該異なる給料月額）に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

（令4条例39・追加）

9 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び常時勤務を要しない職員
- (2) 地方公務員法第28条の5第1項又は第2項の規定により同法第28条の2第1項に規定する異動期間（同法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員

(3) 地方公務員法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（令4条例39・追加）

10 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第12項において「異動日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第8項の規定によりその者の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日にその者が受けている給料月額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会が定める職員を除く。）の給料月額は、当分の間、特定日以後、附則第8項の規定によりその者の受ける給料月額に基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を加算した額とする。

（令4条例39・追加）

11 前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額がその者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における同項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額と同項の規定によりその者の受ける給料月額」とする。

（令4条例39・追加）

12 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第8項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第10項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、附則第8項の規定によりその者の受ける給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

（令4条例39・追加）

13 附則第10項又は前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける職員以外の附則第8項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情等を考慮して当該給料月額を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、当分の間、人事委員会の定めるところにより、同項の規定によりその者の受ける給料月額に前3

項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

(令4条例39・追加)

14 当分の間、附則第8項の規定の適用を受ける職員に対する職員の分限に関する条例第2条第2項、第3条第1項及び第4項並びに第7条の規定の適用については、同条例第2条第2項中「職員」とあるのは「幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年豊島区条例第9号。以下「幼稚園教育職員給与条例」という。）附則第8項の規定による場合のほか、職員」と、同条例第3条第1項中「とする」とあるのは「とする。ただし、幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定による降給は、この限りでない」と、同条第4項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定による降給は、この限りでない」と、同条例第7条中「とする」とあるのは「とする。ただし、幼稚園教育職員給与条例附則第8項の規定による降給は、この限りでない」とする。

(令4条例39・追加)

15 附則第8項から前項までに定めるもののほか、附則第8項及び第10項の規定による給料月額その他附則第8項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(令4条例39・追加)

16 附則第2項から第7項までに規定するもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、教育委員会規則で定める。

(平18条例75・旧第6項繰下、平22条例33・旧第7項繰上、平23条例7・旧第6項繰下、令4条例39・旧第8項繰下・一部改正)

附 則（平成12年11月1日条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月12日条例第79号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

3 改正後の条例第24条第2項の規定の適用については、平成13年3月31までの間、同項中「100分の55」とあるのは「100分の35」と、「100分の170」とあるのは「100分の190」と、「100分の135」とあるのは「100分の155」とする。

(給与の内扱)

4 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

附 則（平成13年3月26日条例第14号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月11日条例第69号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第5項及び第6項の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成13年4月1日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

3 改正後の条例第24条第2項の規定の適用については、平成14年3月31までの間、同項中「100分の55」とあるのは「100分の50」と、「6月及び12月に支給する場合においては100分の165」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の170」と、「100分の130」とあるのは「100分の135」とする。

（平18条例10・旧第4項繰上）

附 則（平成14年12月9日条例第43号）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定

める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 平成15年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年豊島区条例第20号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年3月1日（期末手当について改正後の条例第24条第1項後段の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会で定める給料月額）及び改正後の条例の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(委任)

5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成15年12月10日条例第37号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月10日条例第48号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第14条第2項から第6項まで及び第21条の改正規定は同年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成16年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

4 平成16年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年豊島区条例第20号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（1） 平成15年4月1日（同月2日から平成16年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成15年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定め

るものを除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成12年豊島区条例第10号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.79を乗じて得た額に、平成15年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.79を乗じて得た額

(3) 平成15年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.79を乗じて得た額

5 平成15年4月1日から平成16年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める者との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

(委任)

6 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則(平成17年12月12日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項、第12条、第21条第1項第1号から第3号まで、第24条第4項及び第27条第4項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間

に通算されることとなる期間は、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（勤勉手当に関する特例措置）

4 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項及び第2項の規定の適用については、平成18年3月31日までの間、同条第1項中「6月1日」とあるのは「3月1日、6月1日」と、同条第2項中「6月」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の5、6月」と、「100分の82.5」とあるのは、「3月に支給する場合においては100分の5、6月及び12月に支給する場合においては100分の82.5」とする。

（委任）

5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成18年3月29日条例第10号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）、その者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める職員にあっては、人事委員会が定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。

（最高号給を超える給料月額の切替え）

3 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給は、人事委員会が定める。

（施行日以後の昇給の号給数の調整）

4 前2項の規定により、新号給を決定される職員のうち、人事委員会が定めるものにあつては、人事委員会の定めるところにより、施行日以後の昇給の号給数を調整する。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会が定める職員を除く。)及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の給料月額は人事委員会が定める。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により給料月額を定められた職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料月額を定める。

(委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

8 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成13年豊島区条例第69号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附則別表(附則第2項関係)

幼稚園教育職員の号給の切替表

幼稚園教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧級	1級	2級	3級
1	3月未満				1
	3月以上6月未満				1
	6月以上9月未満				1
	9月以上12月未満				1
	12月以上				1
2	3月未満		1	1	
	3月以上6月未満		2	1	
	6月以上9月未満		3	1	
	9月以上12月未満		4	1	

	12月以上	5	1
3	3月未満	1	5
	3月以上6月未満	2	6
	6月以上9月未満	3	7
	9月以上12月未満	4	8
	12月以上	5	9
4	3月未満	5	9
	3月以上6月未満	6	10
	6月以上9月未満	7	11
	9月以上12月未満	8	12
	12月以上	9	13
5	3月未満	9	13
	3月以上6月未満	10	14
	6月以上9月未満	11	15
	9月以上12月未満	12	16
	12月以上	13	17
6	3月未満	13	17
	3月以上6月未満	14	18
	6月以上9月未満	15	19
	9月以上12月未満	16	20
	12月以上	17	21
7	3月未満	17	21
	3月以上6月未満	18	22
	6月以上9月未満	19	23
	9月以上12月未満	20	24
	12月以上	21	25
8	3月未満	21	25
	3月以上6月未満	22	26
	6月以上9月未満	23	27
	9月以上12月未満	24	28

	12月以上	25	29	25
9	3月未満	25	29	25
	3月以上6月未満	26	30	26
	6月以上9月未満	27	31	27
	9月以上12月未満	28	32	28
	12月以上	29	33	29
10	3月未満	29	33	29
	3月以上6月未満	30	34	30
	6月以上9月未満	31	35	31
	9月以上12月未満	32	36	32
	12月以上	33	37	33
11	3月未満	33	37	33
	3月以上6月未満	34	38	34
	6月以上9月未満	35	39	35
	9月以上12月未満	36	40	36
	12月以上	37	41	37
12	3月未満	37	41	37
	3月以上6月未満	38	42	38
	6月以上9月未満	39	43	39
	9月以上12月未満	40	44	40
	12月以上	41	45	41
13	3月未満	41	45	41
	3月以上6月未満	42	46	42
	6月以上9月未満	43	47	43
	9月以上12月未満	44	48	44
	12月以上	45	49	45
14	3月未満	45	49	45
	3月以上6月未満	46	50	46
	6月以上9月未満	47	51	47
	9月以上12月未満	48	52	48

	12月以上	49	53	49
15	3月未満	49	53	49
	3月以上6月未満	50	54	50
	6月以上9月未満	51	55	51
	9月以上12月未満	52	56	52
	12月以上	53	57	53
16	3月未満	53	57	53
	3月以上6月未満	54	58	54
	6月以上9月未満	55	59	55
	9月以上12月未満	56	60	56
	12月以上	57	61	57
17	3月未満	57	61	57
	3月以上6月未満	58	62	58
	6月以上9月未満	59	63	59
	9月以上12月未満	60	64	60
	12月以上	61	65	61
18	3月未満	61	65	61
	3月以上6月未満	62	66	62
	6月以上9月未満	63	67	63
	9月以上12月未満	64	68	64
	12月以上	65	69	65
19	3月未満	65	69	65
	3月以上6月未満	66	70	66
	6月以上9月未満	67	71	67
	9月以上12月未満	68	72	68
	12月以上	69	73	69
20	3月未満	69	73	69
	3月以上6月未満	70	74	70
	6月以上9月未満	71	75	71
	9月以上12月未満	72	76	72

	12月以上	73	77	73
21	3月未満	73	77	73
	3月以上6月未満	74	78	74
	6月以上9月未満	75	79	75
	9月以上12月未満	76	80	76
	12月以上	77	81	77
22	3月未満	77	81	77
	3月以上6月未満	78	82	78
	6月以上9月未満	79	83	79
	9月以上12月未満	80	84	80
	12月以上	81	85	81
23	3月未満	81	85	81
	3月以上6月未満	82	86	82
	6月以上9月未満	83	87	83
	9月以上12月未満	84	88	84
	12月以上	85	89	85
24	3月未満	85	89	85
	3月以上6月未満	86	90	86
	6月以上9月未満	87	91	87
	9月以上12月未満	88	92	88
	12月以上	89	93	89
25	3月未満	89	93	89
	3月以上6月未満	90	94	90
	6月以上9月未満	91	95	91
	9月以上12月未満	92	96	92
	12月以上	93	97	93
26	3月未満	93	97	93
	3月以上6月未満	94	98	94
	6月以上9月未満	95	99	95
	9月以上12月未満	96	100	96

	12月以上	97	101	97
27	3月未満	97	101	97
	3月以上6月未満	98	102	98
	6月以上9月未満	99	103	99
	9月以上12月未満	100	104	100
	12月以上	101	105	101
28	3月未満	101	105	101
	3月以上6月未満	102	106	102
	6月以上9月未満	103	107	103
	9月以上12月未満	104	108	104
	12月以上	105	109	105
29	3月未満	105	109	
	3月以上6月未満	106	110	
	6月以上9月未満	107	111	
	9月以上12月未満	108	112	
	12月以上	109	113	
30	3月未満	109	113	
	3月以上6月未満	110	114	
	6月以上9月未満	111	115	
	9月以上12月未満	112	116	
	12月以上	113	117	
31	3月未満	113	117	
	3月以上6月未満	114	118	
	6月以上9月未満	115	119	
	9月以上12月未満	116	120	
	12月以上	117	121	
32	3月未満	117	121	
	3月以上6月未満	118	122	
	6月以上9月未満	119	123	
	9月以上12月未満	120	124	

	12月以上	121	125	
33	3月未満	121	125	
	3月以上6月未満	122	126	
	6月以上9月未満	123	127	
	9月以上12月未満	124	128	
	12月以上	125	129	
34	3月未満	125	129	
	3月以上6月未満	125	130	
	6月以上9月未満	125	131	
	9月以上12月未満	125	132	
	12月以上	125	133	
35	3月未満		133	
	3月以上6月未満		134	
	6月以上9月未満		135	
	9月以上12月未満		136	
	12月以上		137	
36	3月未満		137	
	3月以上6月未満		138	
	6月以上9月未満		139	
	9月以上12月未満		140	
	12月以上		141	
37	3月未満		141	
	3月以上6月未満		142	
	6月以上9月未満		143	
	9月以上12月未満		144	
	12月以上		145	
38	3月未満		145	
	3月以上6月未満		146	
	6月以上9月未満		147	
	9月以上12月未満		148	

	12月以上	149	
39	3月未満	149	
	3月以上6月未満	150	
	6月以上9月未満	151	
	9月以上12月未満	152	
	12月以上	153	
40	3月未満	153	
	3月以上6月未満	154	
	6月以上9月未満	155	
	9月以上12月未満	156	
	12月以上	157	
41	3月未満	157	
	3月以上6月未満	158	
	6月以上9月未満	159	
	9月以上12月未満	160	
	12月以上	161	
42	3月未満	161	
	3月以上6月未満	162	
	6月以上9月未満	163	
	9月以上12月未満	164	
	12月以上	165	
43	3月未満	165	
	3月以上6月未満	166	
	6月以上9月未満	167	
	9月以上12月未満	168	
	12月以上	169	

附 則（平成18年12月11日条例第75号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。ただし、第9条第2項、第10条第3項第4号、第24条第2項及び第3項、第27条第2項及び第3項並びに第30条の改正規定並

びに附則第4項の規定は、同年4月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(平19条例53・旧第3項繰上・一部改正)

(平成20年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置)

- 3 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年豊島区条例第10号）附則第5項及び第6項の規定により人事委員会が定める給料月額を受けている職員についてのこの条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第9条第2項の規定の適用については、平成20年3月31日までの間は、同項中「その者が属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「その者につき幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年豊島区条例第10号）附則第5項及び第6項の規定により人事委員会が定める給料月額」とする。

(平19条例53・旧第4項繰上・一部改正)

(平成19年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成19年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年豊島区条例第20号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成18年4月1日（同月2日から平成19年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成18年4月1日在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶

養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年豊島区条例第10号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.41を乗じて得た額に、平成18年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成18年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額
- (3) 平成18年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.41を乗じて得た額

（平19条例53・旧第5項繰上）

- 5 平成18年4月1日から平成19年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める者との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

（平19条例53・旧第6項繰上）

（委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

（平19条例53・旧第7項繰上）

附 則（平成19年3月19日条例第10号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月30日条例第32号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号）の施行の日から施行する。

附 則（平成19年12月27日条例第53号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(勤勉手当に関する特例措置)

3 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第27条第1項及び第2項の規定の適用（同条第3項に規定する再任用職員に係る適用を除く。）については、平成20年3月31日までの間、同条第1項中「6月1日」とあるのは「3月1日、6月1日」と、同条第2項中「100分の75」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の5、6月及び12月に支給する場合においては100分の75」と、同項ただし書中「100分の95」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の5、6月及び12月に支給する場合においては100分の95」とする。

(委任)

4 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

5 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年豊島区条例第75号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附 則（平成20年3月24日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第21条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月14日条例第30号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第51号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第21条第1項第2号並びに第27条第2項及び第4項の改正規定並びに次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(休職者等の給与の改正に伴う経過措置)

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第21条第1項第2号の規定は、平成21年4月1日以後に新たに同号の規定により給与を支給される職員に対して適用し、同日の前日から引き続きこの条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第21条第1項第2号の規定により給与を支給されている職員に係る給与を支給することができる期間については、なお従前の例による。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成21年3月30日条例第12号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日条例第34号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成21年6月の期末手当及び勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、区長は、この条例の施行後に特別区人事委員会の行う平成21年度の期末手当及び勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」といいう。）附則第8項の規定による読み替え後の条例第24条第2項（同条第3項のう。）	改正後の条例附則第8項の規定による読み替え後の改正後の条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
後の条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	

改正後の条例附則第8項の規定による読み替え 前の改正後の条例第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	改正後の条例附則第8項の規定による読み替え 後の改正後の条例第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
--	--

附 則（平成21年11月30日条例第50号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び附則第6項の規定 公布の日
 - (2) 第1条中附則第6項及び別表第1の改正規定並びに次項から附則第5項までの規定
平成22年1月1日
 - (3) 第2条の規定 平成22年4月1日
- （施行日前の異動者の号給の調整）
- 2 前項第2号に定める日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成22年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 3 平成22年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年豊島区条例第20号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から平成22年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成21年4月1日在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条

例（平成12年豊島区条例第10号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.38を乗じて得た額に、平成21年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

（2）平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.38を乗じて得た額

（3）平成21年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.38を乗じて得た額

4 平成21年4月1日から平成22年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員になった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

5 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成22年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成22年3月29日条例第7号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月29日条例第33号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条の規定（次号に掲げる規定を除く。）及び附則第6項の規定 公布の日

（2）第1条中附則の改正規定（附則第8項を削る部分を除く。）及び別表第1の改正規定並びに次項から附則第5項までの規定 平成23年1月1日

(3) 第2条の規定 平成23年4月1日

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 前項第2号に定める日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成23年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 平成23年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年豊島区条例第20号）第4条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から平成23年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成22年4月1日在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年豊島区条例第10号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.3を乗じて得た額に、平成22年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成22年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.3を乗じて得た額

(3) 平成22年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.3を乗じて得た額

4 平成22年4月1日から平成23年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

5 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成23年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成23年3月18日条例第4号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 次の各号に掲げる職員のこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）における職務の級は、当該各号に定める職務の級とする。

（1） 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が2級であった職員のうち教諭であったもの 1級

（2） 旧級が2級であった職員のうち教頭であったもの 3級

（3） 旧級が3級であった職員 4級

（号給の切替え）

3 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給は、附則別表に掲げる職員の区分及び施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給（特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）

が定める職員にあっては、人事委員会が定める号給)とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額に達しないこととなるものの給料月額は、人事委員会が定める。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により給料月額を定められた職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料月額を定める。

(委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

7 職員の退職手当に関する条例(昭和40年豊島区条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

8 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年豊島区条例第8号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

(幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

9 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成12年豊島区条例第10号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

附則別表(附則第3項関係)

幼稚園教育職員の号給の切替表

附則第2項各号に掲げる職員の施行日における号給

旧号給	職員の区分	附則第2項第1号に掲げる職員	附則第2項第2号に掲げる職員	附則第2項第3号に掲げる職員
1		1	1	1
2		1	1	1

3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	1	1
7	3	1	1
8	4	1	1
9	5	1	1
10	7	1	1
11	8	1	1
12	9	1	1
13	10	1	1
14	11	1	1
15	12	1	1
16	13	1	1
17	13	1	1
18	14	1	1
19	15	1	1
20	16	1	2
21	17	1	3
22	18	1	4
23	19	1	5
24	20	1	5
25	21	1	6
26	22	1	7
27	23	1	8
28	24	1	9
29	25	1	9
30	26	1	10
31	27	1	11
32	28	1	12

33	29	1	12
34	30	1	13
35	31	1	14
36	32	1	15
37	33	1	15
38	34	1	16
39	35	1	17
40	36	1	18
41	37	1	19
42	38	1	19
43	39	1	20
44	40	1	21
45	41	1	22
46	42	1	23
47	43	1	23
48	44	1	24
49	45	1	25
50	46	1	26
51	48	1	27
52	49	1	28
53	50	1	29
54	52	1	30
55	53	1	31
56	54	1	32
57	56	1	33
58	57	1	34
59	59	1	35
60	60	1	36
61	62	1	37
62	63	1	38

63	64	1	39
64	66	1	40
65	67	1	42
66	68	2	43
67	69	3	44
68	70	4	46
69	72	5	47
70	73	6	48
71	74	7	50
72	75	8	51
73	76	9	52
74	77	10	53
75	78	11	55
76	79	12	56
77	81	13	57
78	82	14	59
79	83	15	60
80	84	15	61
81	85	16	62
82	86	17	64
83	88	18	65
84	89	18	66
85	90	19	67
86	92	20	68
87	93	21	70
88	95	21	71
89	96	22	72
90	98	23	74
91	100	23	75
92	102	24	76

93	104	25	78
94	107	25	79
95	109	26	80
96	112	26	82
97	115	27	83
98	117	28	84
99	119	28	86
100	122	29	87
101	124	29	89
102	127	30	91
103	130	30	92
104	133	31	94
105	136	31	96
106	139	32	97
107	142	33	99
108	144	33	100
109	147	34	101
110	150	34	
111	152	35	
112	155	36	
113	158	36	
114	160	37	
115	163	38	
116	166	38	
117	168	39	
118	169	40	
119	169	40	
120	169	41	
121	169	42	
122	169	43	

123	169	44	
124	169	45	
125	169	45	
126	169	46	
127	169	47	
128	169	48	
129	169	49	
130	169	49	
131	169	50	
132	169	51	
133	169	52	
134	169	52	
135	169	53	
136	169	54	
137	169	54	
138	169	55	
139	169	56	
140	169	56	
141	169	57	
142	169	58	
143	169	59	
144	169	59	
145	169	60	
146	169	61	
147	169	61	
148	169	62	
149	169	63	
150	169	64	
151	169	65	
152	169	66	

153	169	66	
154	169	67	
155	169	68	
156	169	68	
157	169	69	
158	169	70	
159	169	71	
160	169	72	
161	169	72	
162	169	73	
163	169	74	
164	169	75	
165	169	75	
166	169	76	
167	169	77	
168	169	78	
169	169	79	
170	169	80	
171	169	81	
172	169	82	
173	169	83	
174	169	84	
175	169	85	
176	169	86	
177	169	86	

附 則（平成23年12月13日条例第34号）

（施行期日）

- この条例は、平成24年1月1日から施行する。
(施行日前の異動者の号給の調整)
- この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員

及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成24年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 平成24年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第24条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第4項及び第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年豊島区条例第20号）第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年豊島区条例第37号）第3条の2の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日（同月2日から平成24年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成23年4月1日在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年豊島区条例第10号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.2を乗じて得た額に、平成23年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成23年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.2を乗じて得た額

(3) 平成23年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.2を乗じて得た額

4 平成23年4月1日から平成24年3月1日までの間において、他の特別区の職員であつた者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情

を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。

5 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成24年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。

（委任）

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成24年12月21日条例第45号）

（施行期日）

1 この条例は、平成25年1月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成25年3月に支給する期末手当に関する特例措置）

3 平成25年3月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第24条第2項（同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例（昭和63年豊島区条例第20号）第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年豊島区条例第37号）第3条の2の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額

が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成24年4月1日（同月2日から平成25年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成24年4月1日在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年豊島区条例第10号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.19を乗じて得た額に、平成24年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成24年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額
 - (3) 平成24年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.19を乗じて得た額
- 4 平成24年4月1日から平成25年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成25年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。
- (委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 附 則（平成25年12月9日条例第53号）
- (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定並びに次項、附則第3項及び第8項の規定は、同年4月1日から施行する。
- (経過措置)
- 2 平成26年3月31において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第13条第1項に該当し、住居手当の支給を受けていた職員であって、平成26年4月1日以後も引き続き同項に該当するもの(この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第13条第1項に該当するものを除く。)その他これに準ずる職員については、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間は、改正後の条例第13条第1項の規定にかかわらず、住居手当を支給する。
- 3 前項の規定により支給する住居手当の月額は、改正後の条例第13条第2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	6,000円
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	4,000円
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	2,000円

- (施行日前の異動者の号給の調整)
- 4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- (平成26年3月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 5 平成26年3月に支給する期末手当の額は、改正後の条例第24条第2項(同条第3項及び第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第5項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の待遇等に関する条例(昭和63年豊島区条例第20号)第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成15年豊島区条例第37号)第3条の2の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(人事委員会が定める職員にあっては、第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額。以下この項において「調整すべき額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整すべき額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給し

ない。

- (1) 平成25年4月1日（同月2日から平成26年3月1日までの間に新たに職員となった者（平成25年4月1日在職していた職員で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものを除く。）にあっては、新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会が定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年豊島区条例第10号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.14を乗じて得た額に、平成25年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の人事委員会が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.14を乗じて得た額
 - (3) 平成25年12月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.14を乗じて得た額
- 6 平成25年4月1日から平成26年3月1日までの間において、他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会が定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「他の特別区の職員であった者その他の人事委員会が定める職員との均衡を考慮して人事委員会が定める額」と、「第1号に掲げる額又は第1号及び第2号若しくは第1号及び第3号に掲げる額の合計額」とあるのは「人事委員会が定める額」とする。
- 7 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。）の平成26年3月に支給する期末手当の額は、人事委員会が定める。
- (委任)
- 8 附則第2項及び第3項に定めるもののほか、住居手当の支給に係る経過措置に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。
- 9 附則第4項から第7項までに定めるもののほか、この条例（住居手当の支給に係る経過措置に関する規定を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成26年11月28日条例第35号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第7項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（同条中第27条第2項及び第3項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（適用日前の異動者の号給の調整）

- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成27年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

- 5 施行日から平成27年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 7 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員

及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成26年12月8日条例第41号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年11月30日条例第55号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定（第27条第2項及び第3項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

- 3 平成27年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成28年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 5 施行日から平成28年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に

異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内扱)

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(委任)

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成28年3月18日条例第13号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(降給の場合における給料の切替えに伴う経過措置の取扱い)

2 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成23年豊島区条例第7号）附則第4項及び第5項の規定により特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める給料月額を受けている職員のうち、人事委員会が定めるもののこの条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第6条第6項の規定を適用した場合の給料月額については、人事委員会が定める。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成28年11月28日条例第41号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第27条第2項及び第3項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成28年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の

給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（適用日前の異動者の号給の調整）

4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から平成29年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

5 施行日から平成29年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（平成29年11月30日条例第42号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第27条第2項及び第3項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（適用日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

3 平成29年4月1日（以下「適用日」という。）からこの条例の施行の日（以下「施行

日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 4 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 5 施行日から平成30年3月31日までの間において、改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 6 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則(平成30年3月27日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する特例措置)

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間におけるこの条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第3項並びに第11条第1項、第3項及び第4項の規定の適用については、改正後の条例第10条第3項第1号中「前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円」とあ

るのは「前項第1号に該当する扶養親族 1万円」と、同項中「(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。） 9,000円」とあるのは「

(2) 前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）で満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもののうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。） 1万円

(3) 扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの 7,500円

(4) 前項第3号から第6号までに該当する扶養親族 6,000円

」と、改正後の条例第11条第1項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第3項中「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、同条第4項中「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

3 平成30年3月31において、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子のうち1人（職員に配偶者のない場合に限る。以下「配偶者を欠く1子」という。）を扶養することにより扶養手当を受けている職員（同号に該当する扶養親族たる子（配偶者を欠く1子を除く。）を扶養することにより扶養手当を受けているものを除く。）が、この条例の施行の日以後、引き続き、配

偶者を有しない場合(パートナーシップ関係にある者に係る給与等の取扱いの改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年豊島区条例第20号）の施行の日（以下「整備条例施行日」という。）以後にあっては、配偶者及びパートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が多様な性自認又は性的指向を持ち、互いを人生のパートナーとして、相互の人权を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。以下同じ。）の相手方（以下「配偶者等」という。）のいずれも有しない場合）で、かつ、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にない配偶者を欠く1子を扶養する場合（当該職員が改正後の条例第10条第2項第2号に該当する扶養親族たる子を新たに扶養することにより扶養手当の支給額が改定されるときを除く。）その他これに準ずる場合には、改正後の条例第10条の規定及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の配偶者を欠く1子に係る扶養手当を支給するものとする。

- (1) 平成30年度 1万1,500円
- (2) 令和元年度から令和5年度まで 1万3,000円

（令元条例2・令5条例20・一部改正）

4 前項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者等を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合（当該扶養手当に係る配偶者を欠く1子が満15歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、当該扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合を除く。）には、その職員は、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（令5条例20・一部改正）

5 前項の規定による届出は、改正後の条例第11条第1項の規定による届出とみなす。

6 附則第3項の規定により扶養手当を受けている職員が配偶者等を有するに至った場合その他の同項の規定による扶養手当を受ける要件を欠くに至った場合においては、これらの事実が生じた日（整備条例施行日前にパートナーシップ関係の相手方を有するに至った場合は、同日）の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

（令5条例20・一部改正）

附 則（令和元年7月9日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月30日条例第13号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第1条、第3条、第5条及び第7条並びに次条及び附則第3条の規定は、令和元年12月14日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正の経過措置）

第3条 一部施行日前に、旧法第16条第1号に該当して旧法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第24条第1項、第25条第2号及び第27条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和元年11月29日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第27条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4項の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 令和2年4月1日

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、教育委員会は、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（施行日から令和2年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

3 施行日から令和2年3月31日までの間において、第1条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず同条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

4 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（令和2年3月18日条例第3号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月27日条例第36号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月29日条例第29号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月19日条例第24号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第15条第3項の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

（教員特殊業務手当の内払）

3 改正後の条例第15条第3項の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。

附 則（令和4年10月24日条例第39号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 第5条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下この条において「新幼稚園教育職員給与条例」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下この条において「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項及び第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下この条において「暫定再任用常時勤務職員」という。）

の給料月額は、その者が令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。）に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号）第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする」とする。
- 4 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額に、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年豊島区条例第8号）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新幼稚園教育職員給与条例第17条第4項及び第19条第2号の規定を適用する。
- 6 暫定再任用常時勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下この条において「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新幼稚園教育職員給与条例第24条第3項及び第28条第2項の規定を適用する。
- 7 新幼稚園教育職員給与条例第27条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の総額の算定に係る同条第3項の規定の適用については、同項中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項

の規定により採用された職員」とする。

8 幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条及び第11条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

(令7条例22・一部改正)

附 則（令和4年11月28日条例第52号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第27条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内扱とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

附 則（令和5年7月11日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年11月27日条例第28号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第24条第2項及び第3項並びに第27条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内扱)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の幼稚園教

育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会が定める。

附 則（令和6年11月29日条例第41号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（第24条第2項及び第3項並びに第27条第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和6年4月1日から第1条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、同条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

(施行日から令和7年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後

の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第2条による改正後の条例」という。）第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「9,500円」とする。

7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正後の条例第10条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「1万円」とする。

8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例第10条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第10条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。

(1) 令和7年度 4,000円

(2) 令和8年度 2,000円

(委任)

9 附則第3項から第5項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則（令和7年3月27日条例第12号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第3条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 施行日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例第26条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、第2条の規定の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。

(経過措置の規則への委任)

第7条 附則第2条、第3条及び前条に定めるもののほか、この条例（第1条及び第2条並びに附則第4条及び第5条の規定を除く。）の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和7年3月27日条例第22号）抄

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年●月●日条例第●号）

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第28条第2項の改正規定 令和8年1月1日

(2) 第2条の規定 令和8年4月1日

2 第1条の規定（第24条第2項及び第3項、第27条第2項及び第3項並びに第28条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(令和7年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 令和7年4月1日から施行日の前日までの間において、第1条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により、

新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定める職員の第1条による改正後の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

（施行日から令和8年3月31日までの間における異動者の号給の調整）

4 施行日から令和8年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

6 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

別表第1（第5条関係）

（令6条例41・全改）

幼稚園教育職員給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	<u>222,000</u>	<u>298,200</u>	<u>341,400</u>	<u>376,000</u>
短時間	2	<u>223,800</u>	<u>300,200</u>	<u>343,200</u>	<u>378,600</u>
勤務職員以外	3	<u>225,600</u>	<u>302,100</u>	<u>345,100</u>	<u>381,200</u>
	4	<u>227,700</u>	<u>303,800</u>	<u>347,000</u>	<u>383,800</u>
の職員	5	<u>229,900</u>	<u>305,900</u>	<u>348,900</u>	<u>386,400</u>
	6	<u>231,800</u>	<u>307,700</u>	<u>350,600</u>	<u>389,000</u>
	7	<u>233,700</u>	<u>309,100</u>	<u>352,700</u>	<u>391,500</u>
	8	<u>235,500</u>	<u>310,500</u>	<u>354,500</u>	<u>393,900</u>

9	<u>237,800</u>	<u>312,200</u>	<u>356,400</u>	<u>396,300</u>
10	<u>239,700</u>	<u>313,800</u>	<u>358,300</u>	<u>398,200</u>
11	<u>241,700</u>	<u>315,500</u>	<u>360,300</u>	<u>400,100</u>
12	<u>244,000</u>	<u>317,100</u>	<u>362,100</u>	<u>402,000</u>
13	<u>245,800</u>	<u>318,500</u>	<u>363,900</u>	<u>404,100</u>
14	<u>247,600</u>	<u>320,200</u>	<u>365,600</u>	<u>406,000</u>
15	<u>249,300</u>	<u>322,000</u>	<u>367,600</u>	<u>407,700</u>
16	<u>250,700</u>	<u>323,400</u>	<u>369,600</u>	<u>409,700</u>
17	<u>252,300</u>	<u>324,800</u>	<u>371,600</u>	<u>411,800</u>
18	<u>253,900</u>	<u>327,100</u>	<u>374,000</u>	<u>413,600</u>
19	<u>255,100</u>	<u>329,400</u>	<u>376,500</u>	<u>415,200</u>
20	<u>256,800</u>	<u>331,700</u>	<u>379,000</u>	<u>416,600</u>
21	<u>258,000</u>	<u>334,000</u>	<u>381,500</u>	<u>418,300</u>
22	<u>259,000</u>	<u>335,500</u>	<u>383,100</u>	<u>419,800</u>
23	<u>260,200</u>	<u>337,400</u>	<u>385,000</u>	<u>421,200</u>
24	<u>261,300</u>	<u>339,300</u>	<u>386,900</u>	<u>422,400</u>
25	<u>262,600</u>	<u>341,100</u>	<u>388,700</u>	<u>423,700</u>
26	<u>263,300</u>	<u>342,900</u>	<u>390,300</u>	<u>425,000</u>
27	<u>264,600</u>	<u>344,500</u>	<u>392,100</u>	<u>426,200</u>
28	<u>265,800</u>	<u>346,000</u>	<u>393,700</u>	<u>427,400</u>
29	<u>267,100</u>	<u>347,800</u>	<u>395,300</u>	<u>428,500</u>
30	<u>268,500</u>	<u>349,300</u>	<u>396,900</u>	<u>429,400</u>
31	<u>269,500</u>	<u>350,900</u>	<u>398,400</u>	<u>430,400</u>
32	<u>271,000</u>	<u>352,400</u>	<u>399,900</u>	<u>431,400</u>
33	<u>272,300</u>	<u>354,100</u>	<u>401,500</u>	<u>432,300</u>
34	<u>273,700</u>	<u>355,700</u>	<u>402,900</u>	<u>433,100</u>
35	<u>274,900</u>	<u>357,400</u>	<u>404,400</u>	<u>434,000</u>
36	<u>276,400</u>	<u>359,200</u>	<u>405,400</u>	<u>434,700</u>
37	<u>277,600</u>	<u>360,400</u>	<u>406,400</u>	<u>435,400</u>
38	<u>279,000</u>	<u>361,900</u>	<u>407,600</u>	<u>436,200</u>

39	<u>280,200</u>	<u>363,500</u>	<u>408,600</u>	<u>436,800</u>
40	<u>281,600</u>	<u>365,000</u>	<u>409,400</u>	<u>437,600</u>
41	<u>283,200</u>	<u>366,000</u>	<u>410,300</u>	<u>438,400</u>
42	<u>284,400</u>	<u>367,300</u>	<u>411,200</u>	<u>439,100</u>
43	<u>286,000</u>	<u>368,600</u>	<u>412,200</u>	<u>439,900</u>
44	<u>287,500</u>	<u>369,700</u>	<u>413,000</u>	<u>440,600</u>
45	<u>289,100</u>	<u>370,700</u>	<u>413,700</u>	<u>441,300</u>
46	<u>290,600</u>	<u>371,900</u>	<u>414,300</u>	<u>441,900</u>
47	<u>292,000</u>	<u>373,100</u>	<u>415,100</u>	<u>442,600</u>
48	<u>293,500</u>	<u>374,200</u>	<u>415,800</u>	<u>443,200</u>
49	<u>294,700</u>	<u>375,300</u>	<u>416,500</u>	<u>443,600</u>
50	<u>296,200</u>	<u>376,400</u>	<u>417,100</u>	<u>444,300</u>
51	<u>297,600</u>	<u>377,400</u>	<u>417,800</u>	<u>444,900</u>
52	<u>299,000</u>	<u>378,500</u>	<u>418,600</u>	<u>445,400</u>
53	<u>300,700</u>	<u>379,500</u>	<u>419,300</u>	<u>445,900</u>
54	<u>302,000</u>	<u>380,500</u>	<u>420,100</u>	<u>446,500</u>
55	<u>303,300</u>	<u>381,300</u>	<u>420,900</u>	<u>447,000</u>
56	<u>305,000</u>	<u>382,200</u>	<u>421,600</u>	<u>447,600</u>
57	<u>306,900</u>	<u>383,000</u>	<u>422,100</u>	<u>448,200</u>
58	<u>308,800</u>	<u>383,800</u>	<u>422,800</u>	<u>448,700</u>
59	<u>310,800</u>	<u>384,600</u>	<u>423,400</u>	<u>449,300</u>
60	<u>312,700</u>	<u>385,400</u>	<u>424,100</u>	<u>449,900</u>
61	<u>314,700</u>	<u>386,100</u>	<u>424,700</u>	<u>450,400</u>
62	<u>316,200</u>	<u>386,900</u>	<u>425,300</u>	<u>450,900</u>
63	<u>318,000</u>	<u>387,700</u>	<u>425,900</u>	<u>451,400</u>
64	<u>319,700</u>	<u>388,300</u>	<u>426,500</u>	<u>452,000</u>
65	<u>321,600</u>	<u>389,100</u>	<u>427,000</u>	<u>452,400</u>
66	<u>323,100</u>	<u>389,900</u>	<u>427,500</u>	<u>452,900</u>
67	<u>324,800</u>	<u>390,500</u>	<u>428,100</u>	<u>453,400</u>
68	<u>326,300</u>	<u>391,300</u>	<u>428,700</u>	<u>453,800</u>

69	<u>328,000</u>	<u>392,100</u>	<u>429,300</u>	<u>454,300</u>
70	<u>329,600</u>	<u>392,700</u>	<u>429,800</u>	<u>454,800</u>
71	<u>331,100</u>	<u>393,400</u>	<u>430,400</u>	<u>455,300</u>
72	<u>332,600</u>	<u>394,300</u>	<u>431,000</u>	<u>455,800</u>
73	<u>334,000</u>	<u>395,100</u>	<u>431,500</u>	<u>456,200</u>
74	<u>335,500</u>	<u>395,800</u>	<u>432,100</u>	<u>456,700</u>
75	<u>337,000</u>	<u>396,400</u>	<u>432,600</u>	<u>457,200</u>
76	<u>338,600</u>	<u>397,100</u>	<u>433,200</u>	<u>457,700</u>
77	<u>340,000</u>	<u>397,700</u>	<u>433,600</u>	<u>458,100</u>
78	<u>341,400</u>	<u>398,300</u>	<u>434,100</u>	<u>458,500</u>
79	<u>342,700</u>	<u>398,800</u>	<u>434,600</u>	<u>459,000</u>
80	<u>344,000</u>	<u>399,400</u>	<u>435,100</u>	<u>459,500</u>
81	<u>345,300</u>	<u>400,000</u>	<u>435,500</u>	<u>460,000</u>
82	<u>346,500</u>	<u>400,500</u>	<u>436,000</u>	<u>460,500</u>
83	<u>347,700</u>	<u>401,100</u>	<u>436,500</u>	<u>461,000</u>
84	<u>348,800</u>	<u>401,700</u>	<u>437,000</u>	<u>461,400</u>
85	<u>350,000</u>	<u>402,300</u>	<u>437,400</u>	<u>461,900</u>
86	<u>351,200</u>	<u>402,800</u>	<u>437,800</u>	<u>462,300</u>
87	<u>352,500</u>	<u>403,300</u>	<u>438,300</u>	<u>462,700</u>
88	<u>353,600</u>	<u>403,900</u>	<u>438,800</u>	<u>463,100</u>
89	<u>354,700</u>	<u>404,400</u>	<u>439,300</u>	<u>463,400</u>
90	<u>355,800</u>	<u>404,800</u>	<u>439,700</u>	<u>463,700</u>
91	<u>357,000</u>	<u>405,400</u>	<u>440,200</u>	<u>464,100</u>
92	<u>358,100</u>	<u>405,900</u>	<u>440,700</u>	<u>464,500</u>
93	<u>359,100</u>	<u>406,400</u>	<u>441,100</u>	<u>464,900</u>
94	<u>360,100</u>	<u>407,000</u>	<u>441,500</u>	<u>465,300</u>
95	<u>361,000</u>	<u>407,500</u>	<u>441,900</u>	<u>465,700</u>
96	<u>361,900</u>	<u>408,000</u>	<u>442,300</u>	<u>466,100</u>
97	<u>362,900</u>	<u>408,400</u>	<u>442,700</u>	<u>466,400</u>
98	<u>363,800</u>	<u>408,900</u>	<u>443,000</u>	<u>466,700</u>

99	<u>364,600</u>	<u>409,400</u>	<u>443,400</u>	<u>467,100</u>
100	<u>365,300</u>	<u>409,900</u>	<u>443,800</u>	<u>467,500</u>
101	<u>366,000</u>	<u>410,400</u>	<u>444,200</u>	<u>467,900</u>
102	<u>366,700</u>	<u>410,900</u>	<u>444,600</u>	
103	<u>367,400</u>	<u>411,400</u>	<u>445,000</u>	
104	<u>367,900</u>	<u>411,900</u>	<u>445,400</u>	
105	<u>368,500</u>	<u>412,400</u>	<u>445,700</u>	
106	<u>369,000</u>	<u>413,000</u>	<u>446,100</u>	
107	<u>369,500</u>	<u>413,500</u>	<u>446,500</u>	
108	<u>370,100</u>	<u>414,000</u>	<u>446,900</u>	
109	<u>370,800</u>	<u>414,400</u>	<u>447,200</u>	
110	<u>371,300</u>	<u>414,800</u>	<u>447,600</u>	
111	<u>371,800</u>	<u>415,300</u>	<u>448,000</u>	
112	<u>372,300</u>	<u>415,900</u>	<u>448,400</u>	
113	<u>372,800</u>	<u>416,400</u>	<u>448,700</u>	
114	<u>373,300</u>	<u>416,800</u>		
115	<u>373,800</u>	<u>417,200</u>		
116	<u>374,300</u>	<u>417,600</u>		
117	<u>374,700</u>	<u>418,000</u>		
118	<u>375,100</u>	<u>418,400</u>		
119	<u>375,600</u>	<u>418,800</u>		
120	<u>376,100</u>	<u>419,200</u>		
121	<u>376,600</u>	<u>419,600</u>		
122	<u>377,100</u>	<u>420,000</u>		
123	<u>377,600</u>	<u>420,400</u>		
124	<u>378,000</u>	<u>420,800</u>		
125	<u>378,400</u>	<u>421,200</u>		
126	<u>378,700</u>	<u>421,600</u>		
127	<u>379,100</u>	<u>422,000</u>		
128	<u>379,500</u>	<u>422,400</u>		

129	<u>379,800</u>	<u>422,700</u>		
130	<u>380,000</u>			
131	<u>380,400</u>			
132	<u>380,800</u>			
133	<u>381,300</u>			
134	<u>381,600</u>			
135	<u>382,000</u>			
136	<u>382,400</u>			
137	<u>382,800</u>			
138	<u>383,200</u>			
139	<u>383,600</u>			
140	<u>384,000</u>			
141	<u>384,300</u>			
142	<u>384,700</u>			
143	<u>385,100</u>			
144	<u>385,400</u>			
145	<u>385,900</u>			
146	<u>386,300</u>			
147	<u>386,700</u>			
148	<u>387,100</u>			
149	<u>387,500</u>			
150	<u>387,900</u>			
151	<u>388,300</u>			
152	<u>388,700</u>			
153	<u>389,100</u>			
154	<u>389,500</u>			
155	<u>389,900</u>			
156	<u>390,300</u>			
157	<u>390,700</u>			
158	<u>391,100</u>			

159	<u>391,500</u>			
160	<u>391,900</u>			
161	<u>392,300</u>			
162	<u>392,700</u>			
163	<u>393,100</u>			
164	<u>393,500</u>			
165	<u>393,900</u>			
166	<u>394,300</u>			
167	<u>394,600</u>			
168	<u>395,000</u>			
169	<u>395,400</u>			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料月額 円 <u>244,200</u>	基準給料月額 円 272,300	基準給料月額 円 295,900	基準給料月額 円 335,200

別表第2（第5条関係）

（平28条例13・追加）

等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	教諭の職務
2級	主任教諭の職務
3級	副園長の職務
4級	園長の職務

別表第3（第14条関係）

（平15条例48・平24条例45・一部改正、平28条例13・旧別表第2繰下）

職員の区分 自転車等の片道の使用距離 の区分	1 2以外の職員	2 身体に障害を有する職員で 教育委員会規則で定めると ころにより通勤が困難であ ると認められるもの

5キロメートル未満	2,600円	3,900円
5キロメートル以上	3,000	5,300
10キロメートル未満		
10キロメートル以上	5,000	8,100
15キロメートル未満		
15キロメートル以上	7,000	10,900
20キロメートル未満		
20キロメートル以上	9,000	13,700
25キロメートル未満		
25キロメートル以上	11,000	16,500
30キロメートル未満		
30キロメートル以上	11,000	19,300
35キロメートル未満		
35キロメートル以上	13,000	22,100
40キロメートル未満		
40キロメートル以上	13,000	24,900